

中野区男女共同参画基本計画（第4次）



**平成30年(2018年)3月
中野区**



中野の頭文字Nをモチーフに、男女が男女共同参画社会実現のために力を合わせている姿と区の花であるつづじをイメージしています。

中野区男女共同参画基本計画（第4次）

目 次

第1章 計画改定の基本的な考え方

1 計画の背景	
(1) 策定の目的	2
(2) 区の取組	2
(3) 国の動き	3
(4) 東京都の動き	4
2 計画の性格・位置付け	
(1) 計画の性格	5
(2) 計画の位置付け	5
3 計画の期間	5
4 計画の推進	6
5 基本理念と3つの将来像	7
6 体系図	8
7 指標一覧	10

第2章 計画の内容

将来像1【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

性別に関わりなく、誰もが家庭や職場等において自らの意思で個性や能力を發揮することで、自分らしいライフスタイルを選択し暮らしている。

施策の方向性①

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発と働き方改革

■現状と課題	14
■成果指標と目標値	16
■主な取組	17

施策の方向性②

職場における女性活躍推進

■現状と課題	18
■成果指標と目標値	20
■主な取組	20

施策の方向性③

あらゆる分野における女性のライフスタイル選択支援

■現状と課題 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 2 3

■成果指標と目標値 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 2 4

■主な取組 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 2 4

将来像 2 【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

男女共同参画に関する理解が進んだ「全員参加型社会」において、誰もが地域社会のあらゆる分野に参画し暮らしている。

施策の方向性①

地域社会や学校等における男女平等の推進

■現状と課題 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 2 6

■成果指標と目標値 ······ ······ ······ ······ ······ 2 9

■主な取組 ······ ······ ······ ······ ······ 3 0

施策の方向性②

男女共同参画・全員参加型社会への理解促進

■現状と課題 ······ ······ ······ ······ ······ 3 1

■成果指標と目標値 ······ ······ ······ ······ 3 3

■主な取組 ······ ······ ······ ······ 3 3

将来像 3 【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

誰もが互いの人権を尊重し、あらゆる暴力や差別を受けることなく、心身ともに健康で安全・安心に暮らしている。

施策の方向性①

配偶者等からの暴力（D V）、デートD Vの根絶

■現状と課題 ······ ······ ······ ······ ······ 3 5

■成果指標と目標値 ······ ······ ······ ······ 3 8

■主な取組 ······ ······ ······ ······ 3 8

施策の方向性②

女性に対する犯罪の根絶（安全な暮らし）

■現状と課題 ······ ······ ······ ······ ······ 4 0

■成果指標と目標値 ······ ······ ······ ······ 4 1

■主な取組	4 1
-------	-----

施策の方向性③

女性の就労・自立支援（安心な暮らし）	
■現状と課題	4 3
■成果指標と目標値	4 4
■主な取組	4 4

施策の方向性④

人権、多様性の尊重と心と体の健康支援	
■現状と課題	4 6
■成果指標と目標値	4 8
■主な取組	4 8

資料編

中野区男女平等基本条例	5 2
男女共同参画社会基本法	5 4
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	5 8
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	6 4

■凡例

本文中の以下の表現については、略称を使用しています。

■ 2 0 1 6 中野区民意識・実態調査

… 区民意識・実態調査

■ 中野区男女共同参画意識調査 平成 2 8 年度

… 男女共同参画意識調査

第1章

計画改定の基本的な考え方



1 計画の背景

(1) 策定の目的

区は、仕事や育児・介護、地域生活の様々な場面で、男女が対等な立場で参画し、その個性と能力を発揮することが出来る男女共同参画社会を築くため、中野区男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき取組を進めてきました。

前回の基本計画策定から5年が経過したことによる社会情勢の変化や、直近の国等の動向を踏まえたうえで、より効果的な施策を実施するために、基本計画（第4次）を策定します。

(2) 区の取組

区は、男女がともにいきいきと平等に暮らし、参画してつくる男女共同参画社会を目指し、平成12年（2000年）に、区として最初の男女共同参画基本計画と、この計画を推進するための行動プランを策定しました。

その後、平成14年（2002年）に中野区男女平等基本条例を制定するとともに、平成19年（2007年）に基本計画（第2次）を、平成24年（2012年）12月には、計画期間を平成33年度（2021年度）までの10年間とする基本計画2012を新たに策定しました。

この基本計画は、①家庭、職場、地域などにおいて、男女間の不平等や固定的な性別役割分担意識を解消していく、②人権を尊重し、暴力を許さないという意識を高めていくとともに、暴力被害への支援体制を強化する、③仕事と家庭、地域生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図っていく、という3つの項目を課題として設定し、課題解決に向けた施策や主な取組を示したものです。

平成25年（2013年）4月には、男女共同参画センターの一層の機能充実を図るため、センターを区役所庁舎内に移転しました。男女共同参画社会の実現に向けた情報の収集・発信、各種講座類の開催等の普及・啓発事業は、センターが関係分野・機関と連携を強化して実施しています。女性に関する相談事業は、区民法律相談事業、婦人相談事業と整理統合を行いました。

(3) 国の動き

平成11年（1999年）6月の「男女共同参画社会基本法」の施行以来、国においては「男女共同参画基本計画」が策定され、2度の改定を経て、平成27年（2015年）に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。「第4次男女共同参画基本計画」では、国の経済成長戦略の重要な柱として女性活躍推進に取り組んでいることも踏まえ、Iあらゆる分野における女性の活躍、II安全・安心な暮らしの実現、III男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備、IV推進体制の整備・強化、といった4つの政策領域を定め、IからIIIの下に重点的に取り組む12の個別分野を設けています。第3次男女共同参画基本計画においては見られなかった、男性中心型労働慣行等の変革といった、男性の働き方・暮らし方の見直しについて強調しています。また、困難な状況に置かれている女性への支援や、東日本大震災等の経験を踏まえた防災・復興における男女共同参画の視点の重要性についても取組が進められています。

■女性活躍推進の取組

少子高齢化による労働力人口減少が進む中、平成25年度（2013年度）には「女性の活躍」が成長戦略の柱と位置付けられ、これまで十分に活かすことができていない潜在的な労働力として女性を捉え、経済成長を目指そうとする政策動向もあり、女性活躍の推進に向けて取組が進められ、その後、平成27年（2015年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。この法律の規定では国や地方公共団体、従業員301人以上の企業に対して、女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、情報の公表、事業主行動計画の策定等を義務付けています。従業員が300人以下の企業では努力義務となっています。また、地方公共団体においては、特定事業主行動計画を策定、公表するとともに、推進計画を策定するものとしています。

■働き方改革の取組

平成28年（2016年）には、少子高齢化等の構造的な問題に真正面から挑むために目指すべき「一億総活躍社会」の実現に向けた最大のチャレンジとして、「働き方改革実現会議」が設置され、平成29年（2017年）3月には「働き方改革実行計画」が決定されました。非正規雇用の処遇改善や長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、子育て・介護等と仕事の両立等の現状に対する対応策が盛り込まれ、スピードと実行が重要で、長期的かつ継続的な取組が不可欠であるとされています。

■女性に対する暴力防止の取組

平成13年（2001年）に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）によって、配偶者からの暴力が犯罪となる行為であることが明確に規定され、被害者を保護する仕組みが確保されました。その後、平成16年（2004年）、平成19年（2007年）の改正を経て、平成25

年（2013年）には法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。）だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年（2014年）1月に施行されています。

また、平成12年（2000年）に制定された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」は、平成25年（2013年）の改正で被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が新たな規制対象となり、その後、平成28年（2016年）の改正において、SNSを用いたメッセージ送信等のインターネット上の付きまといが新たに規制対象となったほか、禁止命令等手続きの見直しや罰則の強化、非親告罪化などが盛り込まれました。

（4）東京都の動き

東京都では、平成12年（2000年）に全国に先駆けて「東京都男女平等参画基本条例」を施行し、条例を踏まえて平成14年（2002年）に「男女平等参画のための東京都行動計画『チャンス＆サポート東京プラン2002』」を策定しました。その後、平成19年（2007年）、平成24年（2012年）と改定を経ています。

平成18年（2006年）には「東京都配偶者暴力対策基本計画」が策定され、その後、平成21年（2009年）、平成24年（2012年）と2度の改定を経て、平成29年（2017年）3月には、配偶者等暴力対策に合わせ、性暴力、ストーカー行為やセクシュアルハラスメント等の男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策を合わせた施策を積極的に展開するものとして、改定しています。

また、同年3月に「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定にあたり、女性の活躍推進の視点を追加・充実させた「東京都女性活躍推進計画」が新たに策定され、「東京都配偶者暴力対策基本計画」と合わせて「東京都男女平等参画推進総合計画」として、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画に位置付けられています。

2 計画の性格・位置付け

(1) 計画の性格

この計画は、平成12年（2000年）に策定し、平成19年（2007年）、平成24年（2012年）に改定した「中野区男女共同参画基本計画」を継承したものであり、男女共同参画社会の実現を目指すために、区の基本的考え方と将来像実現のための施策等を明らかにするものです。

(2) 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「中野区男女平等基本条例」第7条に定める基本的な計画です。
- 「女性活躍推進法」第6条第2項に定める「市町村推進計画」に該当し、将来像1施策の方向性②及び③を「中野区女性活躍推進計画」として位置付けます。
- 「DV防止法」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」に該当し、将来像3施策の方向性①を「中野区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」として位置付けます。
- 「中野区基本構想」及び「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」に基づく男女共同参画の推進に係る個別計画であり、関連する分野別計画との整合性を図り改定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。本計画策定後5年を目途に、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を鑑み、見直しを行います。

4 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、各施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内関係部署と総合調整を図り進めていきます。

計画で示した施策の方向性や取組を着実に推進していくためには、定期的に実施状況の把握・点検を行い、その結果を事業の実施や見直しに反映させていくことが必要です。区は、施策の方向性ごとに指標を設け、計画期間中の取組状況を測ります。

また、男女平等社会の実現に向けた取組を進めていくために、区民及び事業者が、男女平等社会の形成に影響を及ぼすことや男女平等社会の形成の促進に関することについて、苦情等を申出することができる「男女平等に関する苦情の申出制度」を設けています。

申出に対し、必要に応じて調査等を行い、状況の改善に向けて取り組むことを規定しており、専門的な視点からの判断が必要な場合や、区の施策に対する苦情が寄せられるなど、中立的判断を求められた場合に、審議し助言を行う「中野区男女平等専門委員会」を設置しています。

5 基本理念と3つの将来像

基本理念

「誰もが自分らしい暮らし方や働き方を選択し、様々な分野に参画し活躍して、健康で安全・安心に生活することができる社会」の実現

上記の基本理念を踏まえ、3つの目指すべき将来像を掲げます。そして、それら目指すべき将来像を実現するための手段としての施策の方向性からなる体系で構成します。

将来像 1

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

性別に関わりなく、誰もが家庭や職場等において自らの意思で個性や能力を發揮することで、自分らしいライフスタイルを選択し暮らしている。

将来像 2

【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

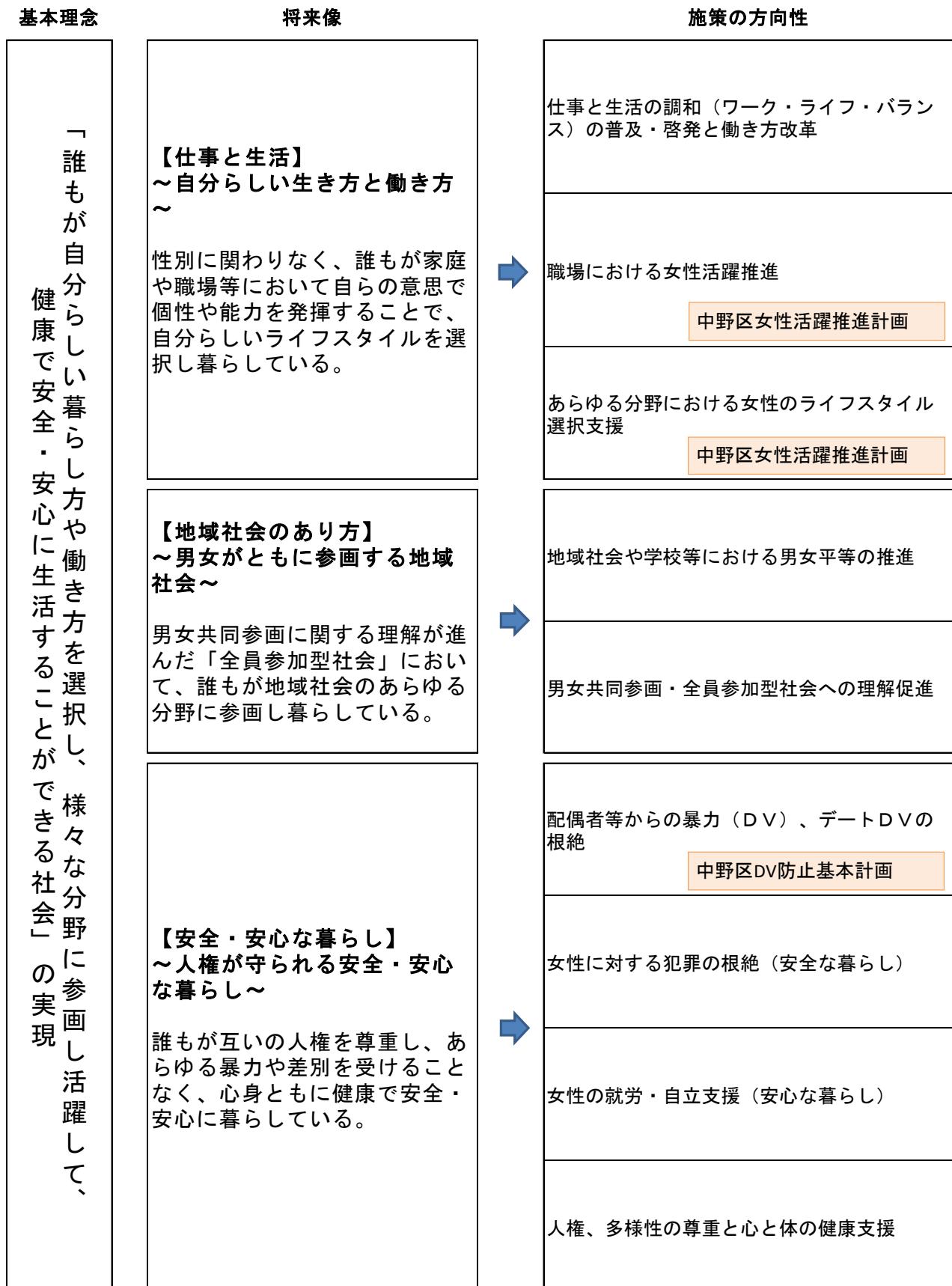
男女共同参画に関する理解が進んだ「全員参加型社会」において、誰もが地域社会のあらゆる分野に参画し暮らしている。

将来像 3

【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

誰もが互いの人権を尊重し、あらゆる暴力や差別を受けることなく、心身ともに健康で安全・安心に暮らしている。

6 体系図



主な取組

<p>【事業 1】中野区イクボス宣言 【事業 2】ワーク・ライフ・バランス、働き方改革 関連事業 【事業 3】中野区ファミリー・サポート事業 【事業 4】子どもショートステイ 【事業 5】トワイライトステイ 【事業 6】家族介護教室</p>	<p>【事業 7】介護予防講演会</p>
<p>【事業 8】女性の就労・再就職支援事業 【事業 9】事業所における一般事業主行動計画策定の推進 【事業 10】区の管理職員における女性比率向上に向けた啓発・育成等  【事業 11】学童クラブ運営 【事業 12】民間学童クラブ整備事業 【事業 13】民間学童クラブ運営補助</p>	<p>【事業 14】認可保育施設の新規誘致 【事業 15】保育士等人材確保事業 【再掲 3】中野区ファミリー・サポート事業 【再掲 4】子どもショートステイ 【再掲 5】トワイライトステイ 【事業 16】介護基盤整備 【事業 17】介護人材の確保・育成支援</p>
<p>【事業 18】審議会等における女性参画促進 【事業 19】区民と区長の対話集会 【事業 20】起業セミナー 【事業 21】経営・創業相談・診断 【事業 22】どこでも出張相談 【事業 23】公益活動団体への助成</p>	<p>【事業 24】町会連合会女性部への講師派遣 【事業 25】一時保育者登録制度</p>
<p>【事業 26】区民活動センター運営 【事業 27】地域活動コーディネーター養成講座の開催 【事業 28】なかの生涯学習大学 【事業 29】ハイティーン会議 【事業 30】学校支援ボランティア制度 【事業 31】職場体験</p>	<p>【事業 32】女性の視点を踏まえた防災に関する講演会</p>
<p>【事業 33】男女共同参画週間関連事業 【事業 34】区民への情報誌「アンサンブル」の発行 【事業 35】地域育児相談会 【事業 36】こんにちは赤ちゃん学級 【事業 37】「介護の日」啓発活動 【事業 38】ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発</p>	<p>【事業 39】男女平等に関する苦情申し出制度</p>
<p>【事業 40】配偶者暴力相談支援センター運営 【事業 41】女性相談 【事業 42】中野区DV防止連絡会 【事業 43】区内公共施設等への「DV相談先カード」の設置 【事業 44】職員向け「被害者支援ガイドブック」の発行</p>	<p>【事業 45】学校向けデータDV防止出張講座 【事業 46】DV被害者に係る個人情報の保護 【事業 47】母子家庭等に対する緊急一時保護</p>
<p>【事業 48】女性への暴力防止に関する講座・展示 【再掲 41】女性相談 【事業 49】犯罪被害者等相談支援 【事業 50】(仮称)総合子どもセンターの設置 【事業 51】中野区安全・安心(防犯)メールによる不審者情報等の区民等への情報提供</p>	<p>【事業 52】地域団体に対する防犯カメラ等設置費の一部助成</p>
<p>【事業 53】中野就職サポート 【事業 54】入院助産 【事業 55】就学援助 【事業 56】学習支援事業 【事業 57】母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 【事業 58】母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業</p>	<p>【事業 59】母子生活支援施設運営 【事業 60】ひとり親家庭ホームヘルプサービス 【事業 61】区営住宅の整備 【事業 62】民間賃貸住宅への住み替え支援</p>
<p>【事業 63】専門相談(人権擁護相談) 【事業 64】申請書・証明書等における性別記載についての点検 【事業 65】人権教育実践事例集の作成 【事業 66】職員向け人権研修 【事業 67】健康づくり普及啓発事業</p>	<p>【事業 68】自殺対策の推進 【事業 69】薬物乱用防止事業 【事業 70】重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業 【事業 71】子宮頸がん検診 【事業 72】乳がん検診</p>

7 指標一覧

将来像1 【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

性別に関わりなく、誰もが家庭や職場等において自らの意思で個性や能力を発揮することで、自分らしいライフスタイルを選択し暮らしている。

成果指標	実績	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度(言葉も内容も理解) 出典：区民意識・実態調査	39.1% (平成28年度)	50%	55%
家庭生活における男女の地位が平等だと思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	36.6% (平成28年度)	40%	45%
職場における男女の地位が平等だと思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	23.4% (平成28年度)	30%	35%
区における女性管理職の割合 出典：人事分野調べ	22.2% (平成28年度)	30%	35%
女性委員の比率が4割を満たす審議会等の割合（委員3人の場合で男女比2対1なら可） 出典：企画分野調べ	53.1% (平成29年度)	60%	65%
区民と区長の対話集会に参加した女性の人数 出典：企画分野調べ	177人 (平成28年度)	185人	195人

将来像2 【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

男女共同参画に関する理解が進んだ「全員参加型社会」において、誰もが地域社会のあらゆる分野に参画し暮らしている。

成果指標	実績	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
学校教育の場における男女の地位が平等だと思う区民の割合 出典：区民意識・実態調査	44.3% (平成28年度)	55%	67%

成果指標	実績	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
地域の活動に参加した区民の割合 出典:健康福祉に関する意識調査	27.1% (平成29年度)	40%	55%
「男女共同参画社会」の認知度(聞いたことがある人の割合) 出典:区民意識・実態調査	62.6% (平成28年度)	66.5%	70%
固定的な性別役割分担意識を持たない人の割合 出典:男女共同参画意識調査	59.1% (平成28年度)	65%	70%

将来像3 【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

誰もが互いの人権を尊重し、あらゆる暴力や差別を受けることなく、心身ともに健康で安全・安心に暮らしている

成果指標	実績	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
「DV防止法」の認知度(言葉も内容も理解) 出典:男女共同参画意識調査	28.4% (平成28年度)	29%	30%
「デートDV」の認知度(言葉も内容も理解) 出典:区民意識・実態調査	32.9% (平成28年度)	39%	45%
「セクシュアルハラスメント」の認知度(言葉も内容も理解) 出典:男女共同参画意識調査	78.1% (平成28年度)	85%	90%
児童虐待件数のうち改善された割合 出典:子ども家庭支援センター調べ	38.5% (平成28年度)	60%	80%
女性の労働力人口に占める正規雇用等の割合(25歳から44歳) 出典:国勢調査	70.0% (平成27年度)	75%	80%

成果指標	実績	平成34年度 (2022年度) 目標値	平成39年度 (2027年度) 目標値
経済的に困窮する女性を対象とした就労支援を受け就労につながった女性の割合 出典：生活援護分野調べ	58.7% (平成28年度)	62.5%	65.0%
学校は自他の生命を大切にする心（態度）を育てていると思う保護者の割合 出典：学校教育に関する保護者アンケート	小学校 78.8% 中学校 72.1% (平成28年度)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
区の人権啓発事業に参加して、人権意識が深まった人の割合 出典：企画分野調べ	86.0% (平成29年度)	90%	95%

第2章

計画の内容



将来像1

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

性別に関わりなく、誰もが家庭や職場等において自らの意思で個性や能力を発揮することで、自分らしいライフスタイルを選択し暮らしている。

施策の方向性①

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発と働き方改革

現状と課題

○前回の計画では、区民の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の認知度を平成22年度（2010年度）の26%から、平成28年度（2016年度）に35%へ向上させることを目標に掲げ、これまで男女共同参画週間に関連した講座やパネル展、ホームページや情報誌（アンサンブル）による情報提供などを中心とする取組を行ってきました。

○取組の成果として、目標としていた35%を上回る39.1%の区民が、ワーク・ライフ・バランスについて知っています。引き続き、広く区民・区内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスの認知度を向上させる取組を行います。《区民意識・実態調査》

○一方、「仕事」「家庭」「地域・個人の生活」の優先度について、「希望」では男女とも「仕事と家庭生活をともに優先」が最も高くなっていますが、「現実」では、男女とも「仕事優先」が最も高くなっています。ワーク・ライフ・バランスについて知っていても、それを実現することが難しい状況にあります。《男女共同参画意識調査》

○ワーク・ライフ・バランスを図るうえで重要なことは、「保育サービスや介護サービスなど、育児・介護に関する社会的サポートの充実」だと、男性の51.7%、女性の65.8%が考えています。《男女共同参画意識調査》

○併せて、「長時間勤務の見直し（男性の36.1%）」や、「職場の両立支援制度の充実（女性の33.6%）」も欠かせません。《男女共同参画意識調査》

○「家族のサポートや家族の意識改革」が必要と考える男性が8.5%に対し、女性は24.6%です。女性がワーク・ライフ・バランスを実現するためには、男性を含めた家族のサポートや意識改革も必要です。《男女共同参画意識調査》

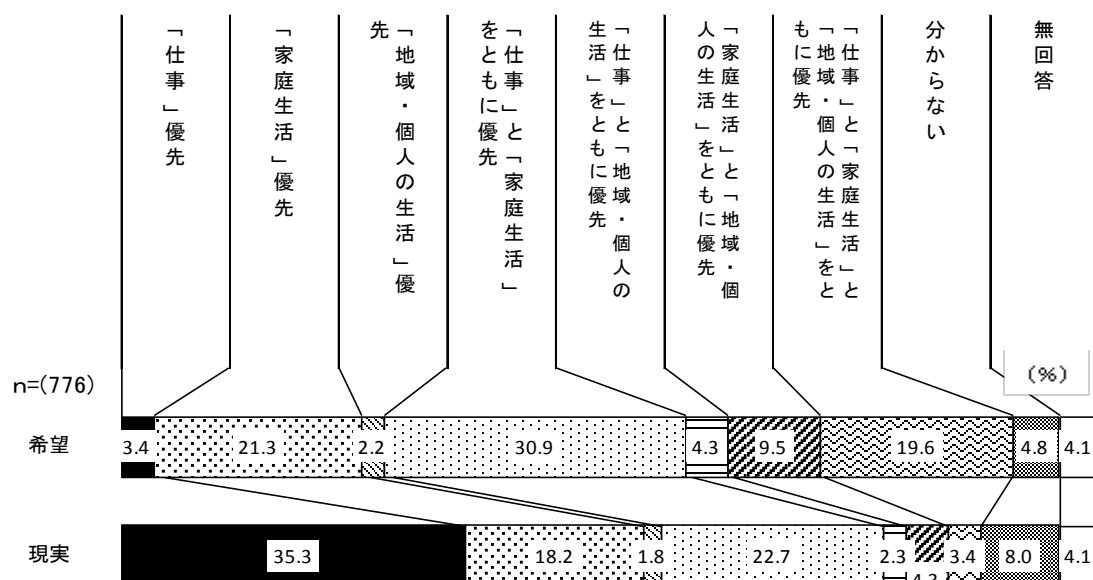
○国は、平成29年（2017年）3月に「働き方改革実行計画」を策定しました。計画では、長時間労働を自慢するかのような風潮が蔓延・常識化している現状を変えることや、柔軟な働き方がしやすい環境を整備すること等により、ワーク・ライフ・バランスが確保できるとしています。

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

○区は、平成29年（2017年）6月に「中野区イクボス宣言」を行いました。職員の個人としての生き方を仕事に生かすことによって仕事の質が高まり、それが区民にとっての最大の価値につながる、そのような働き方や組織をつくりあげていくことが重要であると考えています。

○結婚・出産・育児・介護・仕事など、その時々のライフステージで、誰もが自らの意思で個性や能力を発揮することで、自分らしいライフスタイル（人生観・価値観）を選択できることが、男女共同参画社会の実現につながります。

■ 「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

■ 仕事と生活の調和を図るうえで重要なこと

[上段:回答数、下段:割合(%)]

調査数	会な保的ど育サ、サボ育児・児童・支援制度の充実	長時間勤務の見直し	職場の両立支援制度の充実	法律や制度の充実	職育児の上司・介護休暇・同僚の得理に解対応する	個人の意識改革や努力	改革家族のサポートや家族の意識	両立支援制度の利用の促進	その他	無回答	
女性	456 100.0	300 65.8	131 28.7	153 33.6	119 26.1	132 28.9	83 18.2	112 24.6	77 16.9	20 4.4	19 4.2
男性	319 100.0	165 51.7	115 36.1	92 28.8	91 28.5	77 24.1	87 27.3	27 8.5	59 18.5	24 7.5	12 3.8

出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

■中野区イクボス宣言

中野区イクボス宣言

今、個人の暮らしと仕事の両立＝「ワーク・ライフ・バランス」が求められています。家庭人、また幅広く社会に参加する市民としての生き方と、職業人としての時間とを無理なく両立させることができ、一人の働き手が生涯を通じて生み出す価値を最大にすることにつながり、そういう個人が集まることで組織全体としても、最大の成果を生み出すことができる。こうした働き方へと社会が大きく変わろうとしています。中野区においても、職員の個人としての充実した生き方を仕事に生かすことによって仕事の質が高まり、それが区民にとっての最大の価値を生み出すことにつながる、そのような働き方や組織をつくり上げていくことが重要です。

以上の考えを実践するため、私は管理職として、職員の人生とキャリアを全力で応援する「イクボス」となることを、ここに宣言します。

- 1 職員が安心して出産やその支援、育児、介護に取り組むことができるよう、職場環境を整備します。
- 2 1を実現するため、情報共有やコミュニケーションを円滑にするなど組織力を向上し、チームワークによる業務遂行を進めます。
- 3 職員一人ひとりが常に業務改善に努め、超過勤務の縮減や休暇取得を進める職場環境をつくります。
- 4 「ワーク・ライフ・バランス」実現に向け、職員を促すとともに、「イクボス」自らも率先して実践します。

平成29年6月

中野区長	田中大輔
中野区副区長	川崎亨
中野区副区長	本田武志
中野区教育長	田辺裕子
中野区代表監査委員	竹内沖
中野区管理職	司一同

成果指標と
目標値

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2027年度) 目標値
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（言葉も内容も理解）	39.1% (平成28年度)	50%	55%
家庭生活における男女の地位が平等だと思う区民の割合	36.6% (平成28年度)	40%	45%

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
1	中野区イクボス宣言	職員が安心して出産やその支援、育児、介護に取り組むことが出来るよう職場環境を整備すること等を、区長をはじめとした全管理職が宣言。業務改善や超過勤務の縮減、年休取得に向けて、職場全体で意識的に取り組みます。	人事分野
2	ワーク・ライフ・バランス、働き方改革関連事業	ワーク・ライフ・バランス、働き方改革の実現に向けた区民、事業者向け事業を実施します。事業者向け講座の実施にあたっては、区内経済団体との共催を図ります。	企画分野
3	中野区ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助をしたい方（援助会員）が会員になり、仕事や急な用事等で子どもの世話ができないときに、会員相互が助け合いながら子育てをする相互援助活動を支援します。保育園の送迎や子どもの預かり（一般援助活動）、病児預かり等（特別援助活動）の子育ての相互援助活動に関する連絡・調整を中野区社会福祉協議会に委託して実施しています。	子育て支援分野
4	子どもショートステイ	0歳から15歳の子どもを養育している保護者が、入院や出張、親族の看護等の理由により子どもの養育が一時的に困難な場合、区が委託した施設で宿泊を伴った預かりを行います。	子育て支援分野
5	トワイライトステイ	3歳から12歳の子どもを養育している保護者が仕事、病気等の理由により夜間の時間帯において、一時的に子どもの保育をすることが困難となり、かつ同居の親族の中に保育する者がいない場合に、区が委託した施設で子どもを保育します。	子育て支援分野
6	家族介護教室	認知症高齢者をはじめとする介護の必要な対象者のいる家族に、介護方法を学ぶことや家族間の交流を図ることを目的に実施します。	地域ケア分野
7	介護予防講演会	介護予防の必要性を広く周知し、認識の向上を図ることを目的として講演会を実施します。	地域包括ケア推進分野

施策の方向性②

職場における女性活躍推進

現状と課題

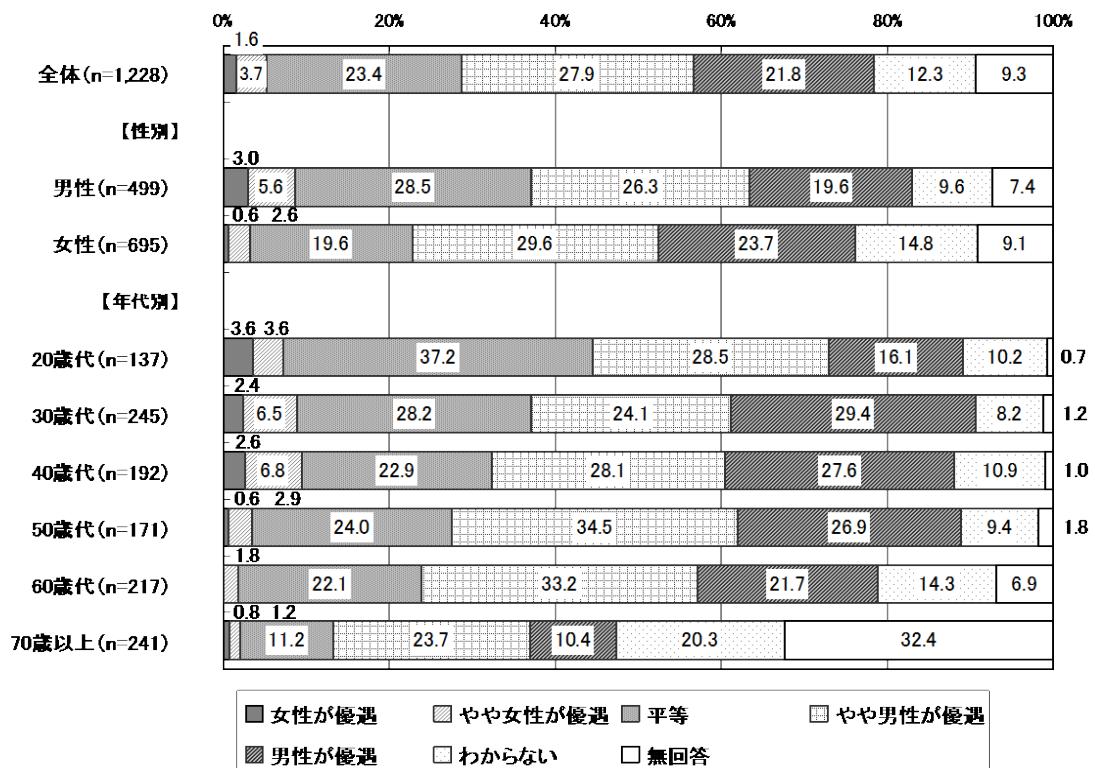
- 職場における男女の地位の平等感について「平等」と答えた人は、20歳代で37.2%と最も高く、世代が上がるほどに、平等を感じる人の割合が低下する傾向にあります。《区民意識・実態調査》
- 全体で「やや男性が優遇」、「男性が優遇」と答えた人は49.7%であり、「平等」と答えた23.4%を大きく上回ります。《区民意識・実態調査》
- 「正社員など正規勤めをしている人（管理職・事務・技術・技能系・労務系）」は、男性52.0%、女性24.3%であり、男性の方が正規勤めをしやすく、仕事を受けやすい社会構造となっています。《男女共同参画意識調査》
- 「パート、アルバイトなどの非正規勤めをしている人」は、男性10.0%、女性26.3%であり、女性の方が非正規勤めをしている傾向にあります。《男女共同参画意識調査》
- 家事専業・学生・無職等、収入を伴う仕事をしていない人は、男性15.4%、女性34.0%であり、家事・育児・介護等の無償労働が、依然として女性の役割とされている傾向にあります。《男女共同参画意識調査》
- 女性の就業率を年齢階級別にみると、出産・子育て等のため25歳～34歳の比率が大きく落ち込む形（M字カーブ）が特徴的ですが、最近30年間にM字カーブの底は大幅に上昇しており、M字の状態が解消されつつあります。引き続き、女性が安心して働くことのできる環境づくりが必要です。《内閣府 男女共同参画白書 平成29年版》
- 女性の就業率が向上している一方、都内事業所の課長以上に占める女性割合は7.9%に留まっています。また、係長以上の役職に女性が就いていない事業所が全体の17.9%にのぼります。《東京都産業労働局 平成28年度東京都男女雇用平等参画状況調査》
- 国は、第4次男女共同参画基本計画において強調する視点の一つとして、「あらゆる分野における女性の活躍」を掲げています。女性の活躍推進のためにも、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革するとしています。平成28年（2016年）4月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を一定の従業員を雇用する事業主に義務付ける女性活躍推進法が施行されました。
- 職場における女性活躍推進に向けて、区は、区内経済団体と連携し、一般事業主行

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

動計画の策定を事業者に呼びかけていく必要があります。

○併せて、保育園の待機児童の解消に向けた取組や、介護の負担軽減に向けた取組等、安心して働き続けることができる環境を整備することで、職場で自分らしいライフスタイルを選択する事が現実的に可能な社会を目指さなければなりません。

■職場における男女の地位の平等感



出典：2016 中野区区民意識・実態調査

■収入を伴う仕事の有無

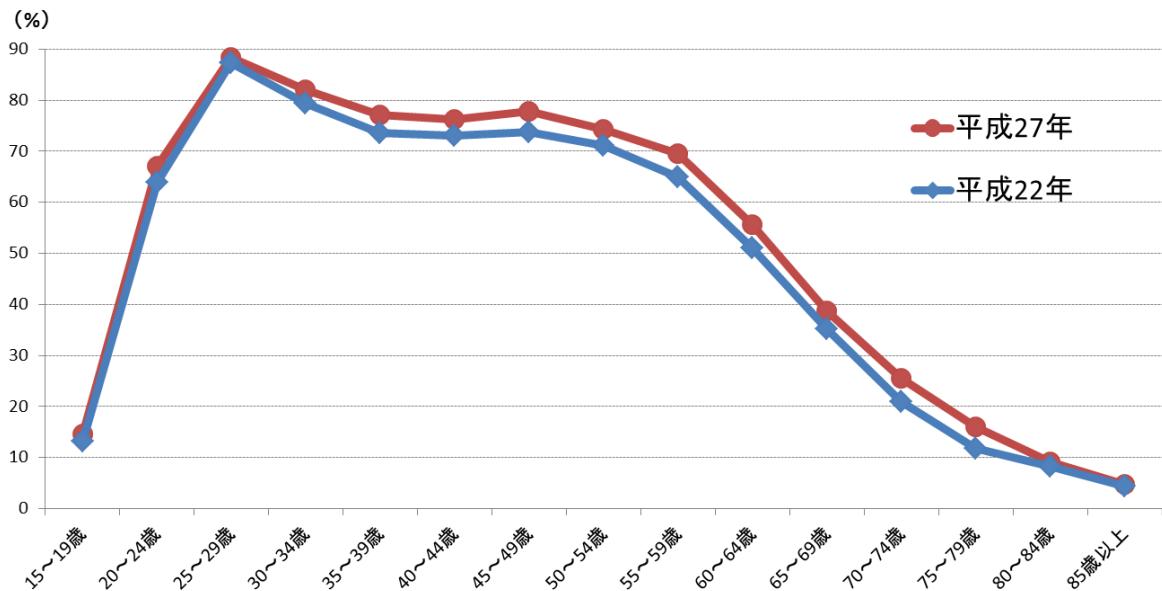
[上段:回答数、下段:割合(%)]

調査数	自営業	技能者 ・職能管 理員 ・職務事 務正規 ・規則 技術勤 め人	正社員 ・職務事 務正規 ・規則 技術勤 め人	パート ・アルバ イトなど の	内職 ・利事 用へし たに在 宅える 勤務、 、	その他	ない収 入で家 事を伴 う業事 ・事学を 生して 無い職 な	無回答
女性	456 100.0	34 7.5	111 24.3	120 26.3	9 2.0	17 3.7	155 34.0	10 2.2
男性	319 100.0	49 15.4	166 52.0	32 10.0	3 0.9	12 3.8	49 15.4	8 2.5

出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

■中野区における女性の5歳階級別労働人口比率



出典：国勢調査

成果指標と目標値

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2017年度) 目標値
職場における男女の地位が平等だと思う区民の割合	23.4% (平成28年度)	30%	35%
区における女性管理職の割合	22.2% (平成28年度)	30%	35%

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
8	女性の就労・再就職支援事業	(公財) 東京しごと財団との共催事業。女性の再就職に必要となるスキルの能力開発と離職ブランクを回復するための職場体験等を支援します。女性の就労・再就職支援を効果的かつ効率的に実施するため、平成30年度より、産業振興センター指定管理者の指定事業として一本化予定です。	産業振興分野 企画分野(平成29年度)

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
9	事業所における一般事業主行動計画策定の推進	女性活躍推進法で一般事業主行動計画の策定が義務付けされていない事業所に対しても、行動計画の策定についてホームページや情報誌（アンサンブル）等の活用や、区内経済団体と連携により働きかけを行います。	企画分野
10	区の管理職員における女性比率向上に向けた啓発・育成等	女性職員の昇任に対する不安解消や支援の為、女性管理職等との意見交換会等を実施します。併せて、仕事と家庭が両立でき、職員の持てる能力が十分発揮できるよう、管理職を中心に、職場全体でサポートできる体制を整備します。	人事分野
11	学童クラブ運営	保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童が安全安心に過ごせるよう見守るとともに、遊びや活動等を通して成長できるように援助します。	地域活動推進分野
12	民間学童クラブ整備事業	待機児童の解消を図るため、民間学童クラブを誘致し、整備に係る経費を補助します。	地域活動推進分野
13	民間学童クラブ運営補助	民間学童クラブに対して、運営費の補助を行い、待機児童の解消を図るとともに、午後8時までの延長保育を行うことで、就労と子育ての両立を支援します。	地域活動推進分野
14	認可保育施設の新規誘致	保育所の待機児童の解消に資する施設整備を図ることを目的として、認可保育所、認可小規模保育事業の新規誘致を行います。 また、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の一つとして創設された事業所内保育事業所の開設に対する支援を行います。	保育園・幼稚園分野
15	保育士等人材確保事業	就職説明会来場者への特典付与や区内保育施設に内定した保育士等への就職準備金の支援を実施します。また、保育士等の確保のため、事業者の宿舎借り上げに対して補助を行います。	保育園・幼稚園分野
再掲3	中野区ファミリー・サポート事業	将来像1 施策の方向性① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発と働き方改革	子育て支援分野
再掲4	子どもショートステイ	将来像1 施策の方向性① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発と働き方改革	子育て支援分野

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
再掲 5	トワイライトステイ	将来像① 施策の方向性① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） の普及・啓発と働き方改革	子育て支援 分野
16	介護基盤整備	介護保険制度に基づく地域密着型サービスの整備及び計画調整、特別養護老人ホーム、通所介護施設等の施設整備を行います。	福祉推進分野
17	介護人材の確保・育成支援	緩和基準サービスの担い手を育成する研修を実施するとともに、育成された人材と事業者との雇用マッチングを行います。	介護保険分野

施策の方向性③

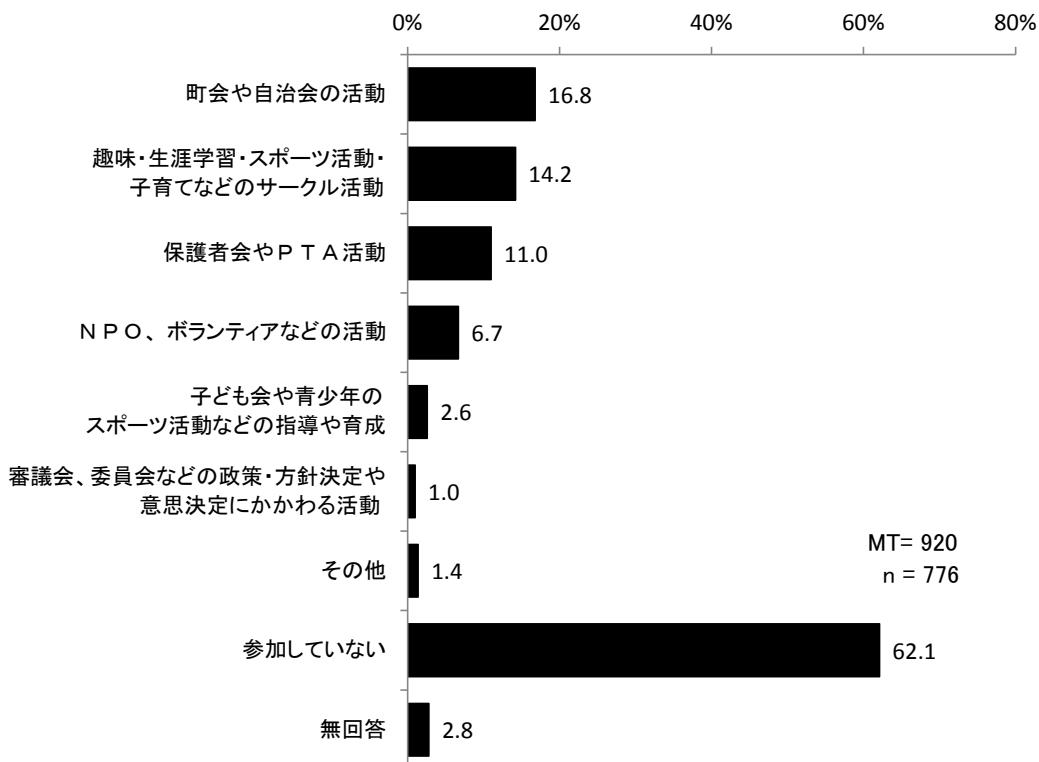
あらゆる分野における女性のライフスタイル選択支援

現状と課題

- 「女性活躍推進法」は女性の職業生活における活躍を対象としていますが、自分らしいライフスタイルを選択する上では、職業生活のみならず、あらゆる分野での女性の活躍を目指すことが重要です。
- 国は、平成15年（2003年）に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度とする」という目標を掲げています。
- しかしながら、政治の分野での女性参画率は、依然として低い水準にあります。平成29年（2017年）1月現在の衆議院における女性参画率は、9.3%であり、これを国際比較すると、調査対象国193か国のうち、163位となっています。
《内閣府 女性の政治参画マップ2017》
- 各国における男女格差を図るジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は、平成29年（2017年）では144か国中114位となり、過去最低を更新しました。《世界経済フォーラム The Global Gender Report 2017》
- 平成29年（2017年）7月現在の中野区議会における女性参画率は、19.0%です。
- 各種審議会委員など区の政策・方針決定過程への女性参画割合は、年々向上する傾向にあります。法律・条令で設置している審議会等の女性参画率は30.4%、要綱・規則・規程で設置している審議会等の女性参画率は53.3%です。しかしながら、依然として女性の割合が低い審議会等もあり、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討を行う必要があります。
- 多様な生き方・働き方があることを前提に、職業生活においても女性が自分らしいライフスタイルを選択するために、起業や事業経営等においても個性や能力が発揮できるように、区として就業環境の整備を進める必要があります。
- 地域における多様な主体であるNPOやボランティアなどの活動に対しても、女性の参画を進める必要があります。この1年に、これらの活動に参加した人の割合は、男女合わせても6.7%と低い水準にあります。《男女共同参画意識調査》

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

■この1年間で参加した地域の活動



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

成果指標と目標値

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2027年度) 目標値
女性委員の比率が4割を満たす審議会等の割合（委員3人の場合で男女比2対1なら可）	53.1% (平成29年度)	60%	65%
区民と区長の対話集会に参加した女性の人数	177人 (平成28年度)	185人	195人

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
18	審議会等における女性参画促進	政策決定過程の一つである各審議会等において、女性委員の比率を40%以上とすることを目標とし、調査を実施します。女性委員の比率が低い審議会等については、改善を依頼します。	企画分野

【仕事と生活】～自分らしい生き方と働き方～

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
19	区民と区長の対話集会	区民と区長が直接対話する機会として、原則として月2回、対話集会を実施します。対話集会で出された意見の反映状況は、区ホームページ等で公表しています。	企画分野
20	起業セミナー	産業振興センターにおいて起業セミナーを実施します。	産業振興分野
21	経営・創業相談・診断	区内事業者向けの経営相談。創業者及び創業1年未満の事業者向けの経営相談を実施します。	産業振興分野
22	どこでも出張相談	区内の中小企業者向けに、中小企業診断士による無料の出張経営相談を実施します。	産業振興分野
23	公益活動団体への助成	町会・自治会や任意団体、NPO法人等自主的な公益活動を支援するために、区の政策実現に貢献する活動について、審査、助成を行います。	地域活動推進分野
24	町会連合会女性部への講師派遣	中野区町会連合会女性部地区懇談会に職員等を講師として派遣します。	地域活動推進分野
25	一時保育者登録制度	乳幼児をもつ区民の社会活動への参加及び地域社会における豊かな市民活動を促進するため、区及び区民が実施する各種事業等に伴う一時保育に従事する保育者の登録を実施します。	子育て支援分野

将来像2

【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

男女共同参画に関する理解が進んだ「全員参加型社会」において、誰もが地域社会のあらゆる分野に参画し暮らしている。

施策の方向性①

地域社会や学校等における男女平等の推進

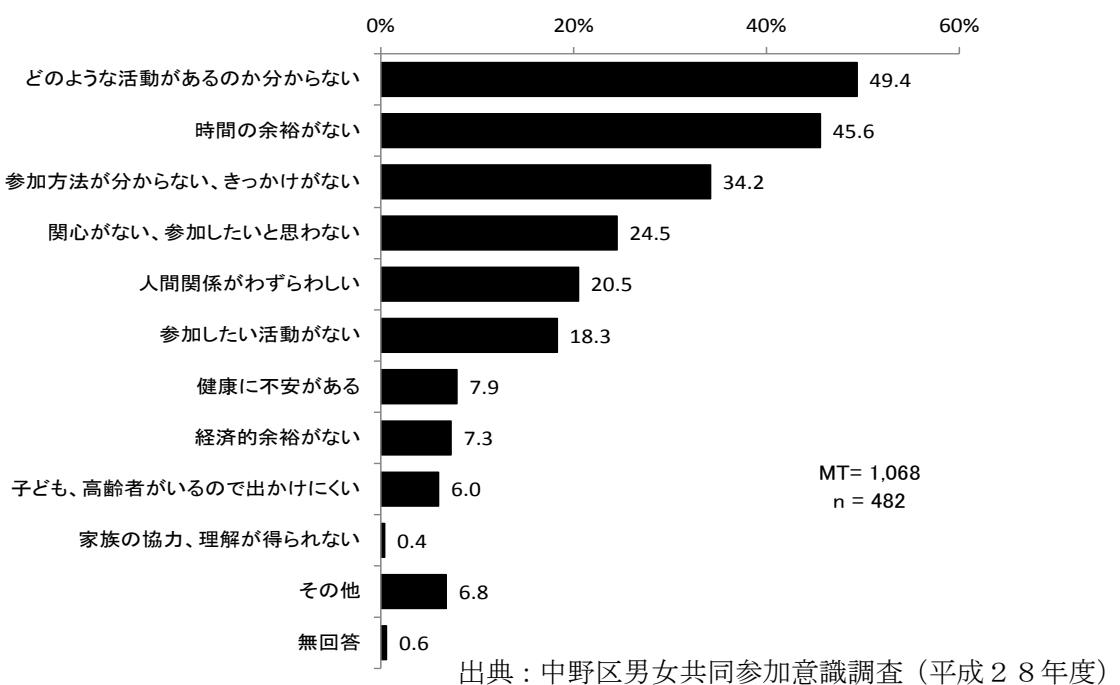
現状と課題

- 急速な少子高齢化社会において、活力ある地域社会を形成するためには、誰もが地域社会においてあらゆる分野で平等であり、社会に参画できることが必要です。
- 前回の計画では、区民の「地域団体における女性代表者の割合」を平成22年度（2010年度）の22.7%から、平成28年度（2016年度）に24%へ向上させることを目標に掲げ、これまで地域団体への女性参画啓発等の取組を行ってきました。
- しかしながら、平成28年度（2016年度）実績では17.3%と、地域団体への女性の参画には、依然として大きな課題があります。
- この1年で地域の活動に参加していない区民は、男女あわせて62.1%にのぼります。その理由として「どのような活動があるか分からない（49.4%）」、「時間の余裕がない（45.6%）」、「参加方法がわからない、きっかけがない（34.2%）」といった意見が挙げられています。《男女共同参画意識調査》
- 地域団体への女性参画を進めるうえで前提となる、地域の活動そのものに参加しやすい環境を整備することが必要です。
- 男女共同参画社会の実現のためには、家庭教育や保育、学校教育等、子どもの発達段階に応じて、男女平等意識を定着させていくことが欠かせません。また、子どもが自らの意思で個性や能力を發揮するための基礎を身に着けるためには、学校におけるキャリア教育を充実させることが必要です。
- 学校現場における「男の子が先」等の慣行は、例えば男女混合名簿の導入等により、見直しが進んでいます。
- 学校教育の場における男女の地位の平等感について「平等」と答えた人は、20歳代で57.7%、全体で44.3%であり、これまでの取組が一定の成果を挙げているといえます。《区民意識・実態調査》

【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

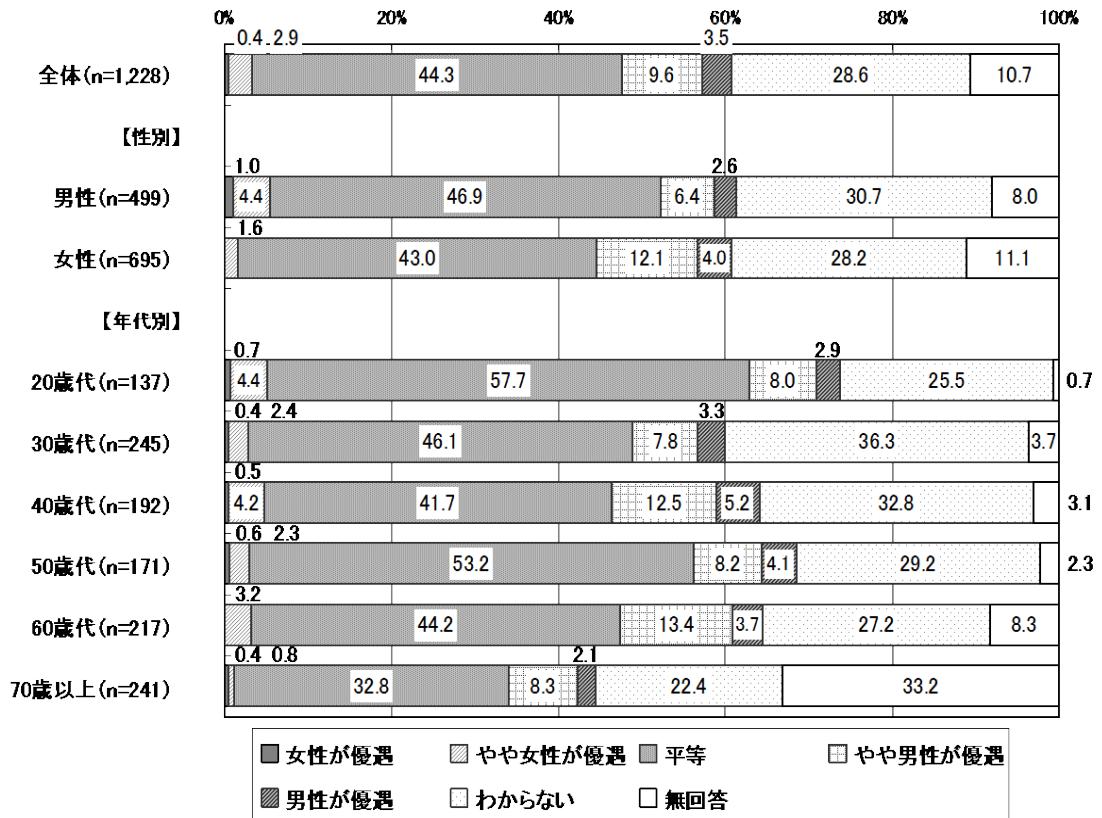
- 東日本大震災等では、被災地の避難所運営に女性が十分に参画できず、避難所生活における物資調達等でも女性への配慮が十分にはできていなかった課題があり、防災分野への女性の参画が求められています。
- 男女共同参画の視点を防災分野で生かすために必要なこととして「性別に応じてプライバシーを確保するような避難所運営を行うこと（79.9%）」、「食事作りや、清掃、子ども・高齢者のケア等の担い手が、片方の性に偏らないようにするなど、一定の人々への過度な負担が発生しないようにすること（54.3%）」等が挙げられています。《男女共同参画意識調査》

■この1年間で地域活動に参加していない理由



【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

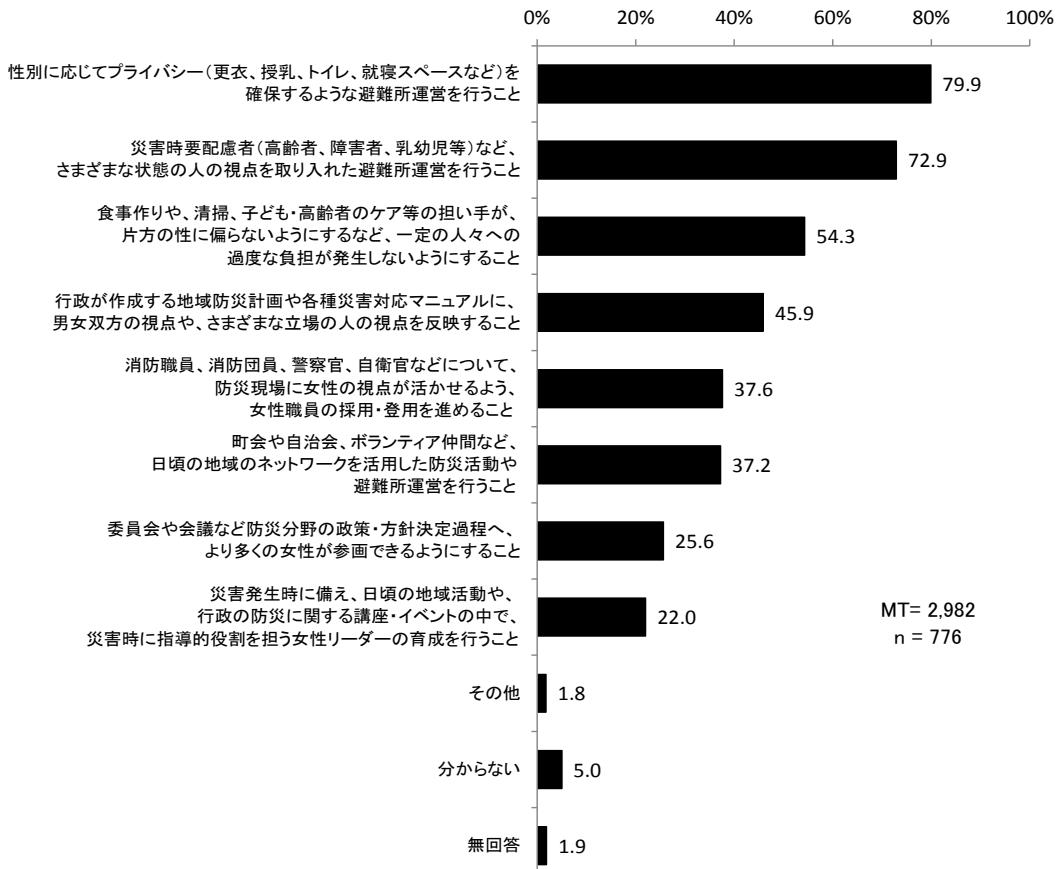
■学校現場における男女の地位の平等感



出典：2016 中野区区民意識・実態調査

【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

■男女共同参画の視点を防災分野で生かすために必要なこと



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

成果指標と目標値

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2027年度) 目標値
学校教育の場における男女の地位が平等だと思う区民の割合	44.3% (平成28年度)	55%	67%
地域の活動に参加した区民の割合	27.1% (平成29年度)	40%	55%

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
26	区民活動センター運営	地域の課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な取組を促進するため、地域住民による地域自治の活動拠点として区民活動センターを設置運営しています。	地域支援分野
27	地域活動コーディネーター養成講座の開催	運営委員会が区民活動センターの地域活動支援業務を円滑に運営・推進できるよう、事務局スタッフの確保や人材の育成等の支援を行います。	地域活動推進分野
28	なかの生涯学習大学	55歳から79歳までの区民を対象に、その豊かな経験を活かして仲間づくりや地域・社会活動のスタートができるよう現代社会の課題や地域の現状を学習する3年間進級制の講座を実施します。	文化・スポーツ分野
29	ハイティーン会議	中高生世代が、毎日の生活の中で気になってしまことや疑問に思うことの中からテーマを設け、ワークショップ形式で会議を進行し、必要に応じて関係機関への取材を行い、意見を深めます。対象者は、中学生から18歳の区内在住、在学、在勤者で、ワークショップの結果は、区民に発表します。	子育て支援分野
30	学校支援ボランティア制度	子どもたちの「豊かな人間性や社会性の育成」のために、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育成し、「地域力」を向上・強化させていく制度です。	学校教育分野
31	職場体験	中学生に、望ましい社会性、勤労観、職業観を育成し、自立や社会参加を促す教育を充実しています。全中学校の第2学年が対象です。	学校教育分野
32	女性の視点を踏まえた防災に関する講演会	防災における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を踏まえた避難所運営等について、職員、地域住民等を対象に講演会を実施します。	企画分野 人事分野 防災分野

施策の方向性②

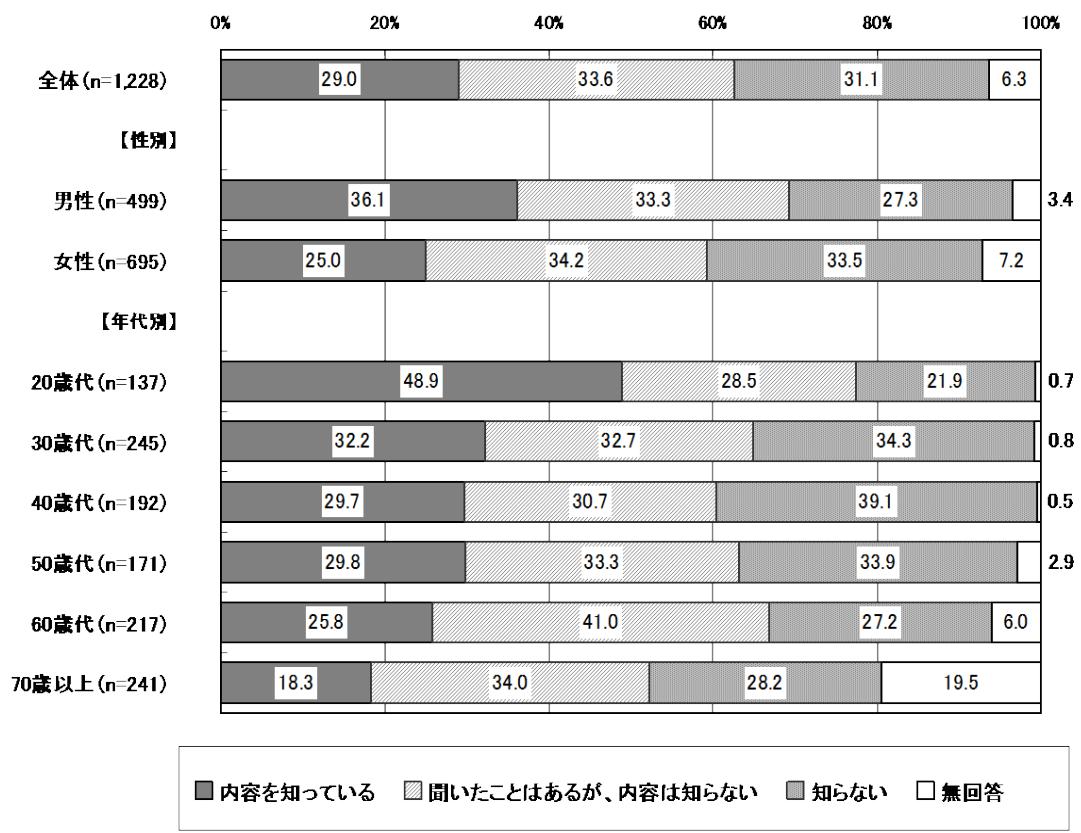
男女共同参画・全員参加型社会への理解促進

現状と課題

- 「男女共同参画社会」について聞いたことがある人は、20歳代で77.4%います。引き続き、他の世代も含めて、認知度の底上げにつながる取組を行います。《区民意識・実態調査》
- 社会全体における男女の地位の平等感について「平等」と答えた人は、14.1%です。男性（20.2%）と女性（9.5%）で差があることから、男性が考えるほど女性は平等感を感じていないことがわかります。《区民意識・実態調査》
- 前回の計画では、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別役割分担意識を持たない人の割合について、平成22年度（2010年度）の74%から平成28年度（2017年度）に85%へ向上させることを目標に掲げ、これまで講座や展示などを中心とする取組を行ってきました。
- 性別役割分担意識について、「反対」「ほぼ反対」と考える人は59.1%います。「賛成」「ほぼ賛成」と考える人（23.0%）を上回っているものの、目標との乖離があります。《男女共同参画意識調査》
- 性別役割分担意識について「反対」「賛成」のどちらでもなく、「わからない」と考える人が16.1%います。男女共同参画の普及啓発を多様な手段を用いて継続的に実施することで、性別役割分担意識を持つ人に加えて、流動的な考え方を持つ人の働きかけを積極的に行っていく必要があります。《男女共同参画意識調査》
- 「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動の特性等にかかわらず、すべての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市や生活環境を設計することを言います。ユニバーサルデザインの考え方についても普及啓発を行っていくことで、男女共同参画社会・全員参加型社会の実現を目指す必要があります。

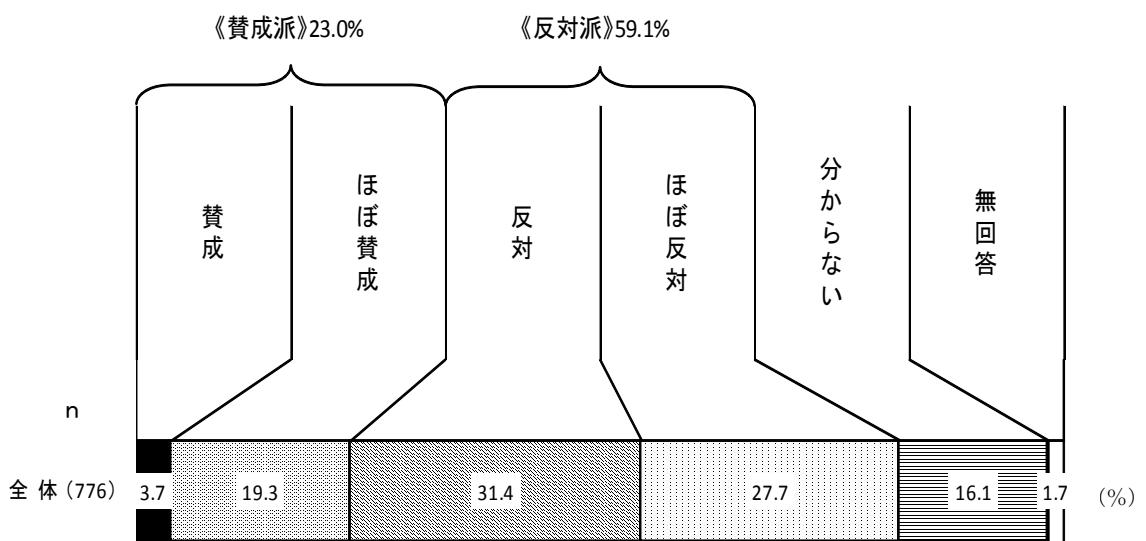
【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

■男女共同参画社会の認知度



出典：2016 中野区区民意識・実態調査

■ 性別役割分担意識についての区民の考え方



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

成果指標と
目標値

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2027年度) 目標値
「男女共同参画社会」の認知度（聞いたことがある人の割合）	62.6% (平成28年度)	66.5%	70%
固定的な性別役割分担意識を持たない人の割合	59.1% (平成28年度)	65%	70%

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
33	男女共同参画週間関連事業	内閣府が定める毎年6月の「男女共同参画週間」に合わせ、男女共同参画の視点による講演会、パネル展を実施します。	企画分野
34	区民への情報誌「アンサンブル」の発行	区の男女平等・男女共同参画施策の動きについて、定期的に情報誌「アンサンブル」を発行することにより周知を図ります。編集委員は区民公募によります。	企画分野
35	地域育児相談会	医師、助産師、栄養士、歯科衛生士等による子どもの健康や子育てについての講座を実施します。男性（父親）が参加しやすい事業内容を取り入れています。	地域ケア分野
36	こんにちは赤ちゃん学級	初妊婦とその家族（夫）を対象に、妊娠中の健康管理、出産、育児等の講座や沐浴等の実習を行うとともに、妊婦同士の仲間づくりをすすめています。	地域ケア分野
37	「介護の日」啓発活動	「介護の日」にちなみ、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進するイベントを開催します。	介護保険分野

【地域社会のあり方】～男女がともに参画する地域社会～

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
38	ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発	<p>全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化を実現するため、ユニバーサルデザインの普及啓発を実施します。</p> <p>(仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進条例、推進計画を策定します。</p>	企画分野
39	男女平等に関する苦情申出制度	<p>「男女平等社会の形成に影響を及ぼすこと」又は「男女平等社会の形成の促進に関すること」について、区民又は事業者は、区長に対し、苦情等の申出をすることができます。</p> <p>区長が特に必要であると認めるものについては、中野区男女平等専門委員会の助言を求めるものとします。</p>	企画分野

将来像3

【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

誰もが互いの人権を尊重し、あらゆる暴力や差別を受けることなく、心身ともに健康で安全・安心に暮らしている。

施策の方向性①

配偶者等からの暴力（DV）、デートDVの根絶

現状と課題

○DV（ドメスティック・バイオレンス）という用語について「内容を知っている」と答えた人は78.7%で、「聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えた人（8.1%）を併せると、86.8%の人が何らかの形でDVという用語を見たり聞いたりしていることがわかります。《区民意識・実態調査》

○しかしながら、DV防止法の内容を知っている人は28.4%に留まっており、前回の計画で目標として掲げていた65%に達していません。《男女共同参画意識調査》

○DVを受けた経験については、男女とも「全くない」とした回答が多いものの、「大声で怒鳴られた」「何を言っても長時間無視し続けられた」「人格を傷つけられるようなことを言わされた」といった経験を何度もしている人もいます。《男女共同参画意識調査》

○DVを受けたことがある人の多くは、誰かに打ち明けたり、相談したりしていません。《男女共同参画意識調査》

○相談しなかった人の47.5%は、「相談するほどのことではないと思ったから」としています。「誰に相談してよいか分からなかったから」という人も11.8%います。《男女共同参画意識調査》

○区では、平成25年度（2013年度）に配偶者暴力相談支援センターを設置し、女性相談や緊急一時保護等の取組を行っています。

○DVは周囲が気付きにくく、被害者に自覚がないまま被害が深刻化・長期化したり、子どもの前でDV被害が発生している場合は、児童虐待につながったりすることがあります。DVを早期相談・発見できる体制を充実していくことが必要です。

○DV被害者等の支援にあたっては、区と関係機関が相互に連携を図りながら、被害者の安全な生活を確保し、自立支援に向けた取組を行っていくことが必要です。

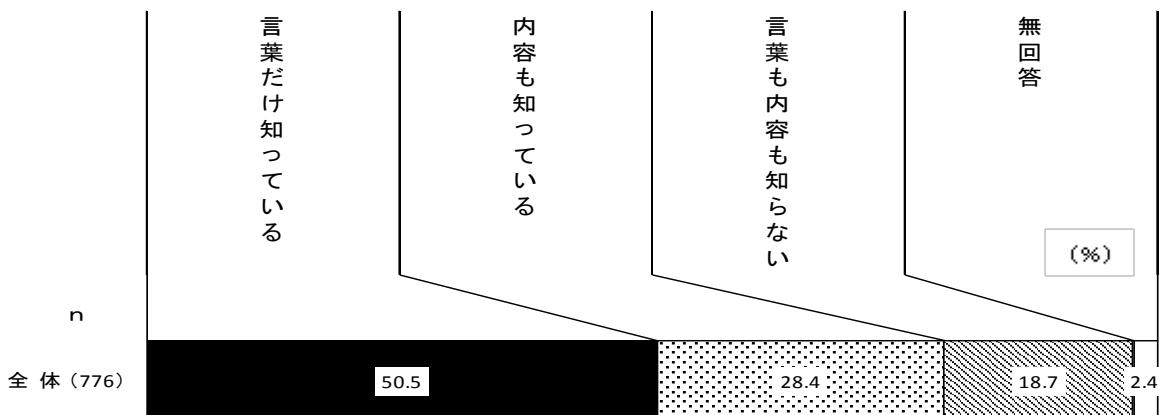
【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

○交際相手からの暴力（デートDV）について、国の調査によれば、女性の約5人に1人（19.1%）が経験しています。《内閣府 男女間における暴力に関する調査（平成26年度）》

○デートDVについて、「自分には全く関係ないことだと思う」と考える区内中学2年生の割合は、男子が61.2%、女子が45.6%です。男子は、女子に比べデートDVを身近に感じていない傾向があります。《男女共同参画意識調査》

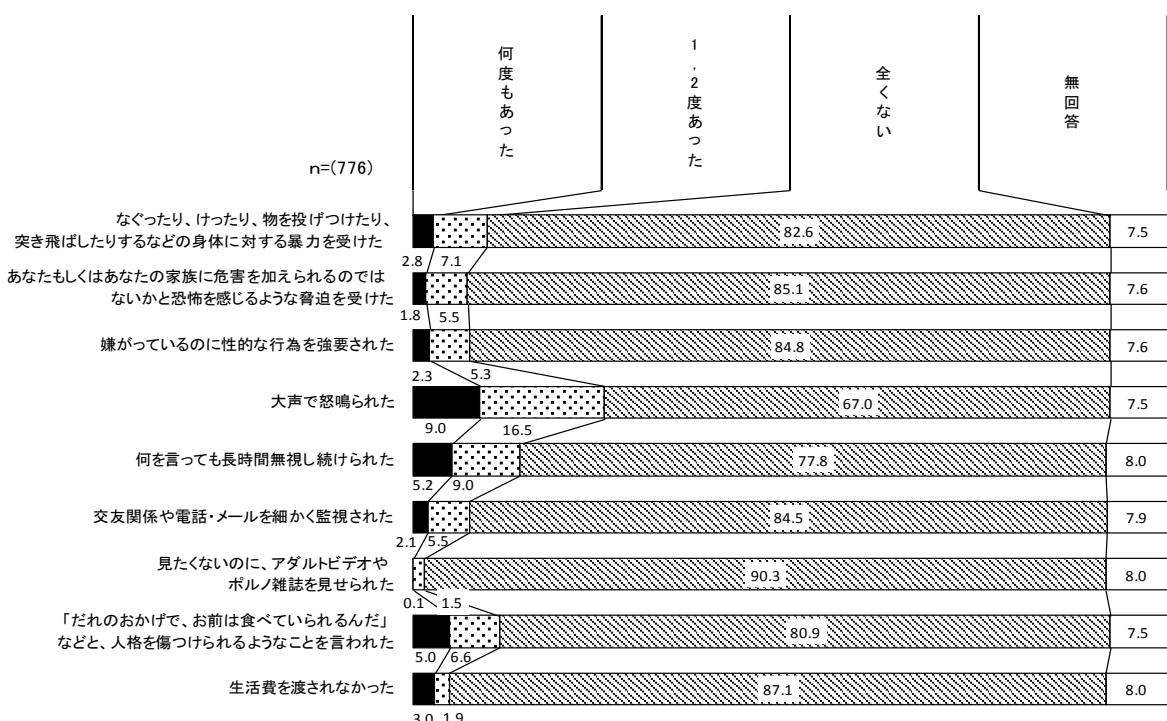
○子どもたちを将来のDV被害者・加害者にしないために、DV、デートDV根絶に向けた継続的な取組が必要です。

■ DV防止法の認知度



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

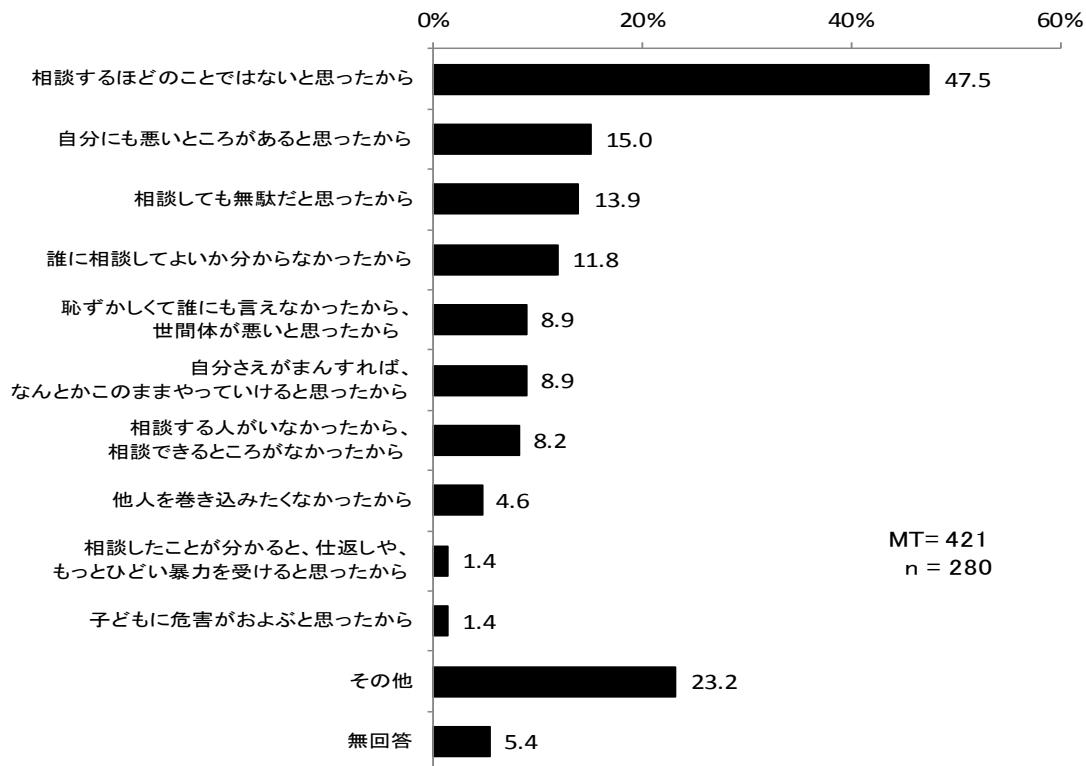
■ DVを受けた経験



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

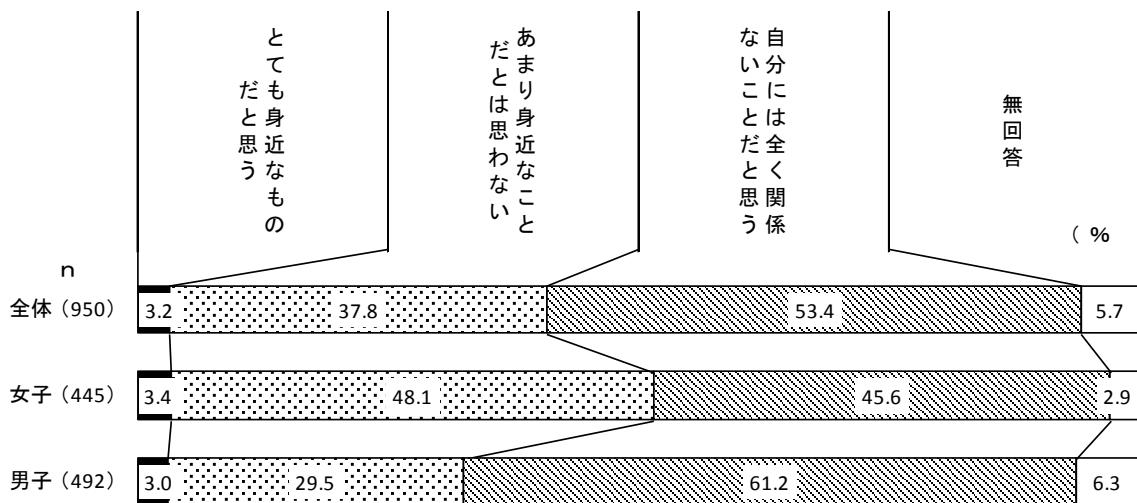
【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

■DVを相談しなかった・できなかつた理由



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

■デートDVへの関心（中学2年生）



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

**成果指標と
目標値**

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2027年度) 目標値
「DV防止法」の認知度（言葉も内容も理解）	28.4% (平成28年度)	29%	30%
「デートDV」の認知度（言葉も内容も理解）	32.9% (平成28年度)	39%	45%

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
40	配偶者暴力相談支援センター運営	女性に関する相談、カウンセリング、情報提供、緊急一時保護、生活保護の対応等の自立支援を一貫して行います。	配偶者暴力相談支援センター
41	女性相談	女性の様々な悩みの相談を受け、その解決のための助言・指導を実施します。夫の暴力等により緊急避難を求めてくる女性・母子に対しては、その生命・身体の安全と精神の安定を図るため、一時的に施設で保護します。	配偶者暴力相談支援センター
42	中野区DV防止連絡会	DV防止法第9条（被害者の保護のための関係機関の連携協力）の趣旨に則り連絡会を実施しています。区、医師会、歯科医師会、警察、NPO団体が構成員となり、区、関係機関及び関係団体の相互連携、DV防止及び被害者支援の推進、情報交換等を行います。	企画分野
43	区内公共施設等への「DV相談先カード」の設置	DV被害者の相談窓口を掲載した相談先カードを、区内公共施設、医師会、歯科医師会等に配布します。相談先カードは、加害者の目に触れない場所への設置を依頼しています。	企画分野
44	職員向け「被害者支援ガイドブック」の発行	被害者支援における各分野・関係機関の役割、二次被害の防止策等について職員向けガイドブックにまとめ、被害者支援担当窓口等に配備します。	企画分野

【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
4 5	学校向けデートDV防止出張講座	児童・生徒向けに、いじめや心のあり方、人間関係等について考え、自他を尊重する意識を学ぶ講座を実施します。交際相手からの暴力（デートDV）根絶の契機とします。	企画分野
4 6	DV被害者に係る個人情報の保護	DV被害者の住民基本台帳事務における支援措置対象者について、加害者等による住民票等の閲覧、証明の発行を制限します。	証明書等を発行する各分野
4 7	母子家庭等に対する緊急一時保護	区内在住の緊急に保護を要する母子家庭、母子及び女子を一時的に保護します。	子育て支援分野

施策の方向性②

女性に対する犯罪の根絶（安全な暮らし）

現状と課題

- 女性に対する暴力は、DV・デートDVに限らず、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、ストーカー行為、虐待などが挙げられます。
- 最近では、「アダルトビデオ出演への強要問題」や「JKビジネス問題」が顕在化しており、これらをきっかけとする女性への性的な被害を防止する取組が求められています。
- 国の調査によれば、モデル・アイドル等の勧誘等により契約をした人（197人）のうち、契約後、契約時に聞いていない、あるいは同意していない性的な行為等の写真や動画の撮影に応じるよう求められたことがある人が全体で26.9%（53人）います。《内閣府 若年層を対象とした性暴力被害等の実態把握のためのインターネット調査（平成29年）》
- 近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、平成29年（2017年）に、刑法が改正され、性犯罪の規定が厳罰化されました。
- 児童虐待には、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待があります。警察が加害者を検挙した事案における被害児童の状況をみると、男児は、身体的虐待による被害が突出しています（94.2%）が、女児では身体的虐待（64.2%）に加え、性的虐待（30.1%）に遭う可能性が高い傾向にあります。《平成29年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議》
- 平成28年度（2016年度）に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は、12万件を超え、過去最多を更新しました。児童虐待相談件数が大幅に増加した自治体からの聞き取りによると、心理的虐待が増加した要因として、子どもの前で親が配偶者等にDVを行う「面前DV」について、警察からの通告が増加したこと等が挙げられています。《厚生労働省まとめ（速報値）》
- 女性に対する犯罪の根絶により安全な暮らしを実現することは、男女が個性や能力を發揮するための社会基盤として欠かすことができません。

**成果指標と
目標値**

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2027年度) 目標値
「セクシュアルハラスメント」の認知度（言葉も内容も理解）	78.1% (平成28年度)	85%	90%
児童虐待件数のうち改善された割合	38.5% (平成28年度)	60%	80%

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
48	女性への暴力防止に関する講座・展示	女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）に関連した事業を展開します。区民向けの講座・パネル展示等を通じて、配偶者等からの暴力やセクシュアルハラスメント等、女性への暴力被害の実情に触れるとともに、暴力防止の為の知識・技術や被害者の支援、通報制度等について正しく理解する契機とします。	企画分野
41	女性相談	将来像3 施策の方向性① 配偶者等からの暴力（DV）、デートDVの根絶	配偶者暴力相談支援センター
49	犯罪被害者等相談支援	犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、相談・支援窓口を平成20年（2008年）4月に開設しました。 平成23年（2011年）6月には、犯罪被害者等が早く平穏な生活を取り戻せるよう家事援助等の支援を行う犯罪被害者等緊急生活サポート事業を開始しました（中野区社会福祉協議会に委託）。	福祉推進分野

【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
50	(仮称) 総合子どもセンターの設置	平成32年度(2020年度)に整備を予定している第十・第三中学校統合新校に併設する複合施設に(仮称)総合子どもセンターを設置します。センターには、現行の子ども家庭支援センターと教育センター(教育相談機能)を一体化した機能を導入するとともに、児童相談所の機能を備えるものとします。	子育て支援分野
51	中野区安全・安心(防犯)メールによる不審者情報等の区民等への情報提供	区内で発生した犯罪情報や不審者情報等を速やかに情報提供することで、地域の防犯意識を高め犯罪の抑止につなげます。	生活・交通安全分野
52	地域団体に対する防犯カメラ等設置費の一部助成	地域内の犯罪の抑止力を高め、区民が安心して生活を送ることが出来るよう、商店街等に対し防犯カメラ設置等の経費の一部を助成します。	生活・交通安全分野

施策の方向性③

女性の就労・自立支援（安心な暮らし）

現状と課題

- 区内の女性の就労率は、生産年齢人口（15歳～64歳）で57.9%、84歳まで含めると57.2%です。《総務省 平成27年国勢調査》
- 高齢化の進展や非正規雇用の拡大、ひとり親世帯の増加等により生活の困窮に陥りやすい女性に対して、セーフティネットの機能として、生活における貧困等の困難に対応するとともに、貧困等を防止する取組が必要です。
- 経済的に厳しい状況に置かれた家庭で育つ17歳以下の子ども割合を示す「子どもの貧困率」は、熊本県を除く全国平均で13.9%にのぼります。《厚生労働省 平成28年国民生活基礎調査》
- 子どもの貧困は、世代を超えて親から子へと連鎖する傾向にあります。この貧困の連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、切れ目のない支援を行わなければなりません。

**成果指標と
目標値**

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2027年度) 目標値
女性の労働力人口に占める正規雇用等の割合（25歳から44歳）	70.0% (平成27年)	75%	80%
経済的に困窮する女性を対象とした就労支援を受け就労につながった女性の割合	58.7% (平成28年)	62.5%	65%

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
53	中野就職サポート	区と東京労働局・ハローワーク新宿が、実施体制、連携方法等一体的な業務運営の事項を定めた協定を締結。生活困窮者等に対し、就職支援ナビゲーターによる職業相談、職業あつ旋・支援プランの作成、求人端末による求人情報の提供等による支援を実施します。	生活援護分野
54	入院助産	妊娠婦が保健上必要であるのにもかかわらず経済的理由により入院して分娩することが出来ない場合に、指定の助産施設に入所させる制度です（児童福祉法第22条）。	子育て支援分野
55	就学援助	経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費等学校教育に必要な経費の援助を行います。 特別支援学級に在籍または通級している児童・生徒の保護者についても特別支援学級就学奨励費の制度を設けています。	学校教育分野
56	学習支援事業	生活困窮世帯の小・中学生に学習支援を行います。小学生は学習の仕方を身に付け、学習習慣の定着を図るとともに、中学生は受験対策としての学習指導により高校への進学を目指します。また、保護者には学習方法のアドバイスや受験についての情報提供等を行います。	生活援護分野

【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
5 7	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業につながる能力開発のために教育訓練指定講座を受講した場合、教育訓練給付金を支給し、自立を支援します。	子育て支援分野
5 8	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、就業に結びつきやすい資格を取得するため、養成機関において修業する場合、高等職業訓練給付金等を支給することで、修業期間中の経済的負担の軽減と、資格取得後の経済的自立を促進します。	子育て支援分野
5 9	母子生活支援施設運営	生活・就労・教育・住宅等の解決困難な問題を抱える18歳未満の子どもを養育している母子世帯に対し、専用の施設で養育支援や家庭運営支援、就労支援等将来の自立に向けた支援を行います。	子育て支援分野
6 0	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭が様々なサービスを活用し社会の一員として安心・安全に、かつ自立した生活を営み、子どもが健全に成長できるよう支援します。小学生以下等の子どもを養育しているひとり親家庭の保護者や子どもが病気等で家事や育児に支障がある場合、ホームヘルパーを派遣します。	子育て支援分野
6 1	区営住宅の整備	健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、区民生活の安定と社会福祉の増進に寄与します。	住宅政策分野
6 2	民間賃貸住宅への住み替え支援	区内の民間賃貸住宅に居住するひとり親世帯等が区内の他の民間賃貸住宅に転居する場合に、その住み替え住宅の相談及び斡旋をすることで、ひとり親世帯等の生活の安定と福祉の増進を図ります。	住宅政策分野

施策の方向性④

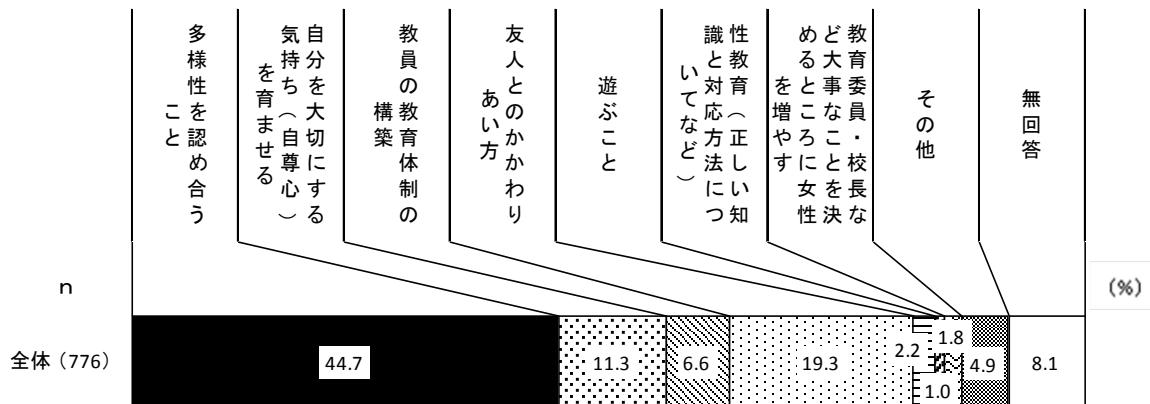
人権、多様性の尊重と心と体の健康支援

現状と課題

- 基本的人権の尊重は、日本国憲法が保障する権利です。
- 平成7年（1995年）に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利の実現等を目指す「北京宣言」及び「行動綱領」が示され、20年後の平成27年（2015年）には「北京+20」としてこれまでの取組状況に関するレビューが行われています。
- 誰もが自分らしいライフスタイルを選択し、あらゆる分野に参画し、安全・安心に暮らすためには、互いを尊重し、認め合い、差別や偏見のない社会であることが必要です。
- 学校教育の場で特に力を入れる必要があることとして「多様性を認め合うこと」が全体の44.7%と最も高く、次いで「友人とのかかわりあい方」が19.3%、「自分を大切にする気持ち（自尊心）を育ませる」が11.3%と続きます。《男女共同参画意識調査》
- 関心のある人権問題としては「高齢者に関する事」が47.7%と最も高く、次いで「子どもに関する事」が44.1%、「女性に関する事」が32.8%、「障害者に関する事」が32.6%、「インターネットを悪用した人権侵害」が29.5%と続きます。《区民意識・実態調査》
- インターネットの普及に伴い、SNS等を利用した誹謗中傷等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案が発生しています。
- 男女が互いの身体的性差等を十分に理解し合うことも、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。誰もが、心身の健康についての正確な知識・情報を得ることができるよう取組を進めるとともに、性的指向や性自認の多様性についても十分に理解できるよう取組を進める必要があります。
- 女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」に関する意識を広く浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援する取組を行う必要があります。

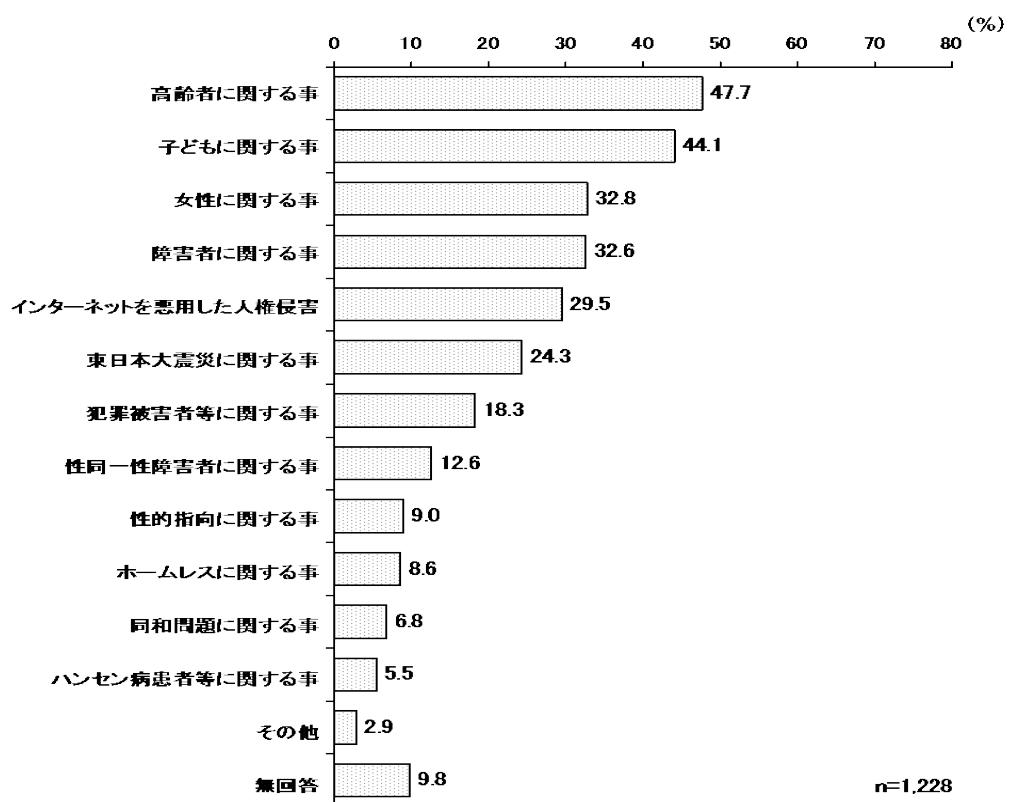
【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

■学校教育の場で特に力を入れること



出典：中野区男女共同参画意識調査（平成28年度）

■関心のある人権問題



出典：2016 中野区区民意識・実態調査

**成果指標と
目標値**

成果指標	実績	平成34年度(2022年度) 目標値	平成39年度(2027年度) 目標値
学校は自他の生命を大切にする心（態度）を育てていると思う保護者の割合	小学校 78.8% 中学校 72.1% (平成28年度)	小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%
区の人権啓発事業に参加して、人権意識が深まった人の割合	86.0% (平成29年度)	90%	95%

主な取組

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
63	専門相談（人権擁護相談）	いじめやことばによる暴力、差別、いやがらせ等人権侵害に関することについて、毎月第1火曜日に専門相談を実施します。 法務省から委嘱された中野地区の人権擁護委員が相談員を担当します。	企画分野 区民サービス分野
64	申請書・証明書等における性別記載についての点検	性自認を理由とする偏見や差別を無くし、男女共同参画社会の実現に資するため、各分野で使用する申請書・証明書における性別記載の必要性について点検を実施します。	企画分野
65	人権教育実践事例集の作成	学校における人権教育のより一層の充実を図るために実践事例集を作成します。 各学校は、この資料を活用し人権教育の全体計画や年間計画を作成するとともに、教育環境の整備を図り、人権教育を通して組織的に心の教育の充実を図ります。	学校教育分野
66	職員向け人権研修	同和問題、性的指向・性自認を理由とする偏見や差別等、様々な人権課題について、職員向けの研修を実施します。	人事分野 企画分野
67	健康づくり普及啓発事業	区が設置する「中野区民の健康づくりを推進する会」を中心に各種団体と事業連携し、健康づくり普及啓発事業を実施。5月の世界禁煙デーや1月の健康づくり月間に合わせた事業を展開します。	健康推進分野

【安全・安心な暮らし】～人権が守られる安全・安心な暮らし～

事業番号	事業名	事業概要	所管分野
6 8	自殺対策の推進	自殺に関する正しい知識の普及啓発や、様々な問題に対応するための相談窓口の周知、ゲートキーパー養成研修等を実施します。	保健予防分野
6 9	薬物乱用防止事業	東京都薬物乱用防止推進地区協議会の活動支援を通じて、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するための普及啓発を実施します。	生活環境分野
7 0	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)等に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを行うことで、家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図ります。	障害福祉分野
7 1	子宮頸がん検診	子宮頸がんを早期発見し、早期治療につなげるため、20歳以上の女性を対象に子宮頸がん検診を隔年検診として実施します。	健康推進分野
7 2	乳がん検診	乳がんを早期発見し、早期治療につなげるため、40歳以上の女性を対象に視触診検査及び乳房X線検査(マンモグラフィ検査)を隔年検診として実施します。	健康推進分野

資料編



中野区男女平等基本条例

(平成 14 年 3 月 29 日条例第 11 号)

私たちは、基本的人権が保障され、性別にとらわれず一人ひとりがかけがえのない生命と人生をもった人間として尊重される社会の実現を願っている。

中野区は、これまで、男女平等に関して、国際社会や国内の動きをいち早く受け止め、先駆的な取組を推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお社会には、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣行が存在し、男女平等の達成にはさらなる努力が求められている。

本格的な少子高齢社会を迎え、家族形態の多様化など社会の急速な変化に対応し、私たちのまち中野が、豊かで活力のあるまちとして発展していくためには、女性も男性も性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮し、ともに社会に参画して責任を分かち合うことが重要である。

中野のまちのすべての人が、平等にいきいきと暮らし、男女がともに参画してつくる男女平等社会を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、中野区(以下「区」という。)、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的事項を定め、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女平等社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的な取扱いを受けず、その個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会の制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識の影響を受けず中立的であり、男女の社会における活動の選択の自由を制約しないこと。
- (3) 男女が、あらゆる領域における活動の方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援のもとに子の養育、家族の介護その他の家庭生活における責任を果たし、家庭生活における活動と社会生活における活動とを両立すること。

(区の責務)

第3条 区は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、男女平等社会の形成の促進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 区は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、基本理念に沿うよう配慮するものとする。
- 3 区は、男女が等しく区の施策の策定及び実施の過程に参画する機会の確保を図るために、附属機関その他区の施策を策定し、又は実施するために設置された会議等の構成員の性別に偏りが生じないように積極的に努めるものとする。
- 4 区は、区民及び事業者が行う男女平等社会の形成に向けた活動の支援に努めるものとする。

(区民の責務)

第4条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において男女平等社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 区民は、男女平等社会の形成の促進に関して、区に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女平等社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。

- 2 事業者は、男女平等社会の形成の促進に関して、区に協力するよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第6条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、他の者を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を害し、若しくはその言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為を行っては

ならない。

- 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

第2章 施策の総合的かつ効果的な推進

(基本計画)

第7条 区は、男女平等社会の形成に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定し、総合的に推進するものとする。

2 区は、基本計画を策定するにあたっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置をとるものとする。

第8条 削除

(調査研究)

第9条 区は、社会の制度又は慣行が男女平等社会の形成に及ぼす影響等の男女平等社会の形成に關し必要な調査研究に努めるものとする。

(普及・広報活動)

第10条 区は、基本理念に関する区民及び事業者の理解を促進するために必要な普及・広報活動に努めるものとする。

第3章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第11条 区民及び事業者は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすこと又は男女平等社会の形成の促進に關することについて、区長に対し苦情等の申出(以下「申出」という。)をすることができる。

(申出への対応)

第12条 区長は、申出に対し、男女平等社会の形成の促進に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、申出のうち特に必要があると認めるものについては、次条に規定する中野区男女平等専門委員会の助言を求めるものとする。

第4章 中野区男女平等専門委員会

(設置)

第13条 申出への対応のため、区長の求めに応じ必要な助言を行う区長の附属機関として、中野区男女平等専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第14条 委員会は、第12条第2項の規定により、区長が助言を求めた申出について審議し、その対応に必要な助言を行うものとする。

(委員)

第15条 委員会の委員は、3人以内とし、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雜則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

附則(平成24年12月25日条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)
最終改正：平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

資料編 男女共同参画社会基本法

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

資料編 男女共同参画社会基本法

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外

の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則(平成一一年七月一六日法律第一〇二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
　　公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日法律第64号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要な事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

資料編 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又是一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被

資料編 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創

資料編 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

資料編 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第四項の規定に違反した者

二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)
最終改正：平成26年4月23日法律第28号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

資料編 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対する害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配

資料編 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過するまでの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過するまでの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過するまでの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子

資料編 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれて

資料編 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

いる環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行なう民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一條第二項第二号、第十二條第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成一九年七月一日法律第一一三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成二五年七月三日法律第七二号)抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則(平成二六年四月二三日法律第二八号)抄

資料編 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

29中政企第1640号

中野区男女共同参画基本計画（第4次）

平成30年（2018年）3月発行

発行 中野区 政策室 企画分野

人権・男女共同参画担当

電話 03-3228-8229
